

市営墓地使用者 各位

京 都 市 保 健 福 祉 局
医 療 衛 生 推 進 室 医 療 衛 生 企 画 課

市営墓地使用权の承継について

市営墓地使用权の承継(名義変更)手続では下記の書類が必要です。関係者のご相談のうえ、承継者(新しくお墓を管理する方)を決定し、下記の書類を当課までご提出ください。

記

1 提出書類

(1)	市営墓地使用权承継届
(2)	墓地使用許可書 *紛失された場合は、承継届の下側の紛失届欄にご記入ください。
(3)	申立書
(4)	誓約書
(5)	使用者の死亡が確認できる書類 住民票(除票)、死体埋火葬許可証のコピー、戸籍(除籍)謄本のいずれか1つ
(6)	使用者と承継者の関係が確認できる書類 承継者の戸籍謄本、使用者の戸籍(除籍)謄本など * (5)で使用者の戸籍(除籍)謄本を取得され、そちらに承継者の名前の記載があれば、(5)と(6)の書類は1点で兼ねることができます。 ご不明な場合、お住まいの自治体の戸籍発行担当課(京都市では各区役所・支所の市民窓口課)で、使用者と承継者のつながりを確認できる戸籍を取りたいとご相談ください。
(7)	承継者の住所が確認できる書類 住民票の写し、運転免許証のコピーなど、氏名及び住所が記載されているもの。

2 お問合せ及び書類提出先 (書類提出は郵送で構いません。)

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル2階

京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課 管理・事業推進担当

電話 075-222-3433

* 手続に関し、ご不明な点等がございましたら、当課までお問合せください。

* ご提出の書類に不備がある場合は担当からご連絡します。不備がなければ、新しい墓地使用許可書を後日送付します。

第8号様式(第15条関係)

市 営 墓 地 使 用 権 承 継 届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所 〒	届出者の氏名(ふりがな) () 電話 () -

京都市市営墓地条例第14条第2項の規定により届け出ます。		
市 営 墓 地 の 名 称		墓 地
区 画	番 号	第 号
	面 積	平方メートル
被承継者	氏 名	
	届出者との続柄 又 は 関 係	
	死 亡 年 月 日	年 月 日

墓地使用許可書を紛失しましたので、お届けします。

届 出 者 氏 名	
旧 使 用 者 氏 名	

注 墓地使用許可書を紛失された方にかぎり、記入してください。

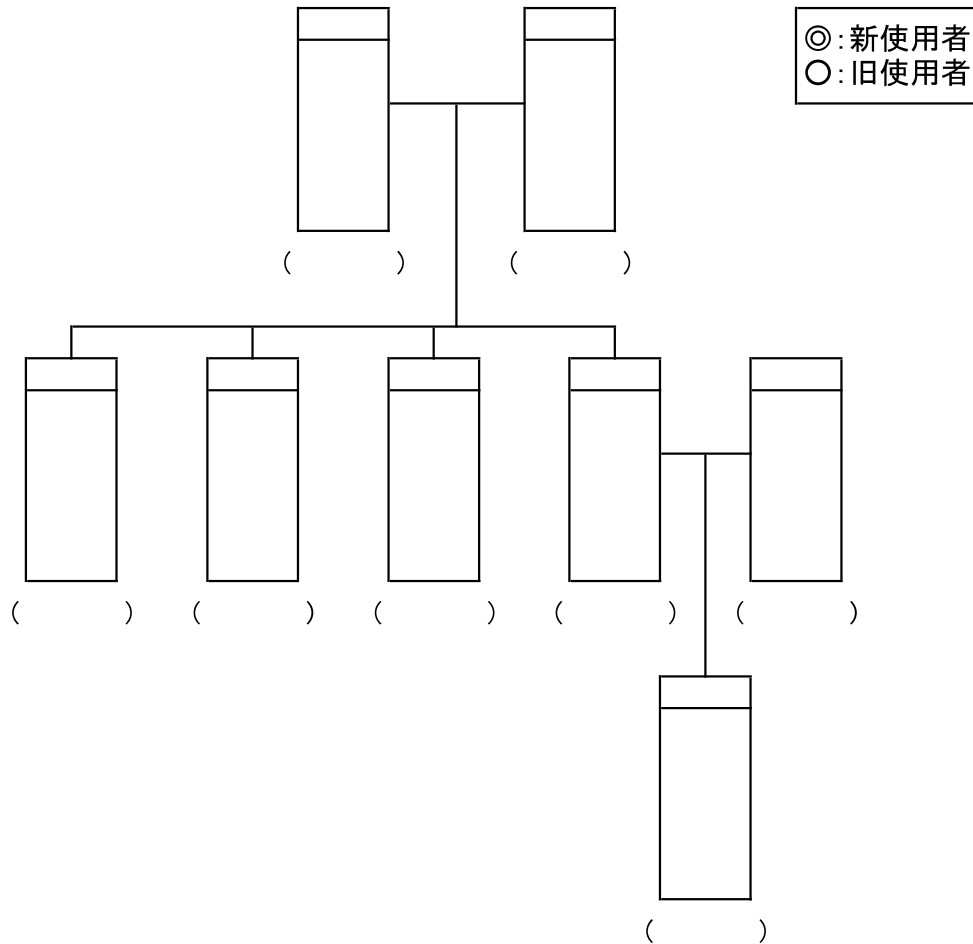
申 立 書

(あ て 先) 京 都 市 長	年 月 日
申立人の住所 (いずれかに☑) ☐ 別紙届出者・申請者の住所と同じ ☐ 以下のとおり 〒 -	申立人の氏名

本件について、下記のとおり申し立てます。

記

1 新使用者と旧使用者との関係



内に関係者の氏名を、()に続柄を御記入ください。
 新使用者の氏名の上に「◎」を、旧使用者の氏名の上に「○」を付けてください。
 死亡者については、続柄の下部に死亡とお書きください。

2 緊急連絡先(新使用者と連絡がつかない場合の連絡先)

氏 名	続柄(※)	住所	電話番号

(※)新使用者との続柄を記載

年 月 日

京 都 市 長 様

住所 _____

氏名 _____
(署名又は記名・押印)

誓 約 書

この度、京都市営_____墓地（第_____号）の使用権につきまして、
_____から承継するに当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 京都市市営墓地条例等の諸規定を順守し、適正な墓地管理を行います。
- 2 万一、他の親族等関係者から異議の申立てがあった場合には、私が責任をもって一切を処理します。